

令和6年10月1日(火)から令和7年1月31日(金)まで

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のお知らせ

対象者 接種を希望する「札幌市民」又は「東日本大震災による被災者で、避難のため札幌市内に居留している方^{*1}」で、以下の(1)又は(2)に該当する方

- (1) 接種日現在で満65歳以上の方
 - (2) 接種日現在で満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当^{*2})
- ※1.現在の住民登録が避難前の住所地である必要があります。
- ※2.上記以外の障がいにより身体障害者手帳1級となっている方は該当しません。

接種場所 実施医療機関

「インターネットで『札幌市 高齢者用予防接種実施医療機関』で検索」又は
「二次元コード(右記)」の札幌市ホームページで掲載
※予約が必要な場合やかかりつけの患者の接種を優先的に行っている場合があります。事前に医療機関にお問い合わせください。

札幌市ホームページ
【高齢者用予防接種実施
医療機関名簿】



接種回数 実施期間中 1回

接種料金 3,200円

持ち物 【全員】:マイナンバーカード、運転免許証等の年齢・住所を確認できる書類
【上記対象者(2)の方】:身体障害者手帳(1級)又は医師の診断書
【料金免除の方】:料金免除に係る証明書類⇒対象者・書類は下記参照

上記対象者のうち料金が免除される方

※ 上記対象者以外の方(例:60歳未満の方など)は、下の表に該当する方であっても、任意の予防接種(接種料金は全額自己負担)になります。

※ 料金の免除には、所定の証明書類(いずれかひとつ)を接種当日に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。
後日提出の場合、接種料金は返金されません。

料金が免除される方	持参する証明書類(主なもの)
生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活保護受給証明書 (証明願) ■ 保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの
市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険料納入(特別徴収決定・変更・停止)通知書 通知書2枚目の保険料段階が1~3段階の方 ■ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (有効期限内で、記載事項に変更がないもの。令和6年12月2日以降、お持ちでない方は限度額の区分が記載された資格確認書が必要です。) 75歳以上の方又は65~74歳で一定の障がいのある方 ■ 後期高齢者健診受診券 札幌市から送付された受診券で、後期高齢者健診の自己負担額が「0円」である方(令和6年度に受診済の方は受診時に回収しています) ※上記書類の紛失や該当しない場合などにより他に証明書類がない場合は、世帯全員分(高校生以下の世帯員を除く)の市民税・道民税・森林環境税にかかる「課税証明書」を医療機関に提出してください。
東日本大震災による被災者で、避難のため札幌市内に居留している方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難前の住所地および年齢が確認できるもの 例:罹災証明書、運転免許証など ※対象地域は「二次元コード(右記)」に掲載

札幌市ホームページ
【適用地域一覧】

